明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

改正後	改正前
出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四・五　［略］	出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　同上］ 四　金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書 五・六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令の一部改正）

第十四条　信用金庫及び信用金庫連合会の優先出資に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項を同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　略］ ［号を削る。］ 四・五　［略］	（募集事項の通知等を要しない場合） **第二条**　法第七条第三項に規定する主務省令で定める場合は、金庫が同条第一項に規定する期日の二週間前までに、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき次に掲げる書類（同項に規定する募集事項に相当する事項をその内容とするものに限る。）の届出又は提出をしている場合（当該書類に記載すべき事項が同法の規定に基づき電磁的方法（法第九条第三項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供している場合を含む。）とする。 ［一～三　同上］ 四　金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書 五・六　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第十五条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別紙様式第６号（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名	**別紙様式第６号**（第59条関係） （日本産業規格Ａ４） 年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間業務報告書 年　月　日 金融庁長官　殿 住　所 会社名 代表取締役　氏　名